

○平成29年度幼稚園就園奨励費補助金について（制度変更分比較）

資料1

◆平成28年度→平成29年度（第3階層までの取扱い）

◆平成28年度→平成29年度（第4階層以降の取扱い）※変更無し

市民税額の区分		第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護を受けている世帯	308,000		
②	市民税所得割額が0円の世帯	272,000	290,000 ↓ 308,000	308,000
③	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	115,200 ↓ 139,200	211,000 ↓ 223,000	

市民税額の区分		兄・姉の有無				
		小学校1～3年生の兄・姉が				
		いない世帯			いる世帯	
		第1子	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
④	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	185,000	308,000
⑤	市民税所得割額が211,201円以上の世帯	対象外	154,000		154,000	

※ 第3階層までの世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃。（多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限を設けないが生計を一にするものに限る。）

※ 第4階層及び第5階層の世帯については、従来どおり、小学校3年生までの兄・姉の人数に応じて多子世帯の軽減を行う。

【ひとり親世帯等についての扱い】

市民税額の区分		第1子	第2子	第3子以降
②	市民税所得割額が0円の世帯	308,000		308,000
③	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	217,000 ↓ 272,000	308,000	

※ ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が下記に該当する世帯とする。

●ひとり親世帯等について

- ・生活保護法に規定する要保護者
- ・母子父子寡婦福祉法による配偶者のない方で児童を扶養している者
- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金法による障害基礎年金の受給者等
- ・その他市町村長が要保護者に準ずる程度に困窮している者

1 制度の変更点について

変更① 市町村民税非課税世帯第2子の無償化

- ◆市町村民税非課税世帯の第2子の保護者負担の無償化である308,000円へ拡充を行う。
【保護者負担額】
第2子 H28：年額 18,000円 → H29：年額 0円（▲18,000円）

変更② 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯の保護者負担の軽減

- ◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。
【保護者負担額】
第1子 H28：年額91,000円 → H29：年額36,000円（▲55,000円）
- ◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。
【保護者負担額】
第1子 H28：年額192,800円 → H29：年額168,800円（▲24,000円）
第2子 H28：年額 97,000円 → H29：年額 85,000円（▲12,000円）